



議会だより

まいばら

目次

新正副議長あいさつ	2
議会議員役員名簿	3
第3回臨時会概要・第4回定例会概要	4
各常任委員会審査報告	6
ここが知りたい・聞きたいQ & A 一般質問	9
議会基本条例(案)パブリックコメントのご案内	22
議会基本条例(案)	24
議会の動き・編集後記	32

第31号

平成25年1月25日発行

発行

滋賀県米原市議会
議会広報特別委員会
発行責任者 的場 收治

議会基本条例(案)議員報告会<議会改革特別委員会>(11月22日)



新・議長、副議長が決定!

平成24年第3回臨時会(11月1日開催)において、新たに議長、副議長が選出されました。

就任のごあいさつ



謹賀新年



議長

的場 收治



先の臨時議会で議長に推挙され、その重責を担うことになり、議長の責任の重さ、市民の皆様への負託に相應る責任を考えますと、まさに身の引き締まる思いであり、市勢の発展と、円滑な議会運営に、全力を注いでまいり所存でございます。さて、本市におきましては、長年の懸案でありました米原南工業団地に、優良企業の誘致が図られました

が、米原駅東口周辺の開発や少子高齢化に伴います学校や園の統廃合、高齢者の福祉対策、今後問題となります庁舎のあり方など、取り組まなければならぬ課題が数多くあります。

議会では、今、さらなる活性化を図り、市民に開かれた議会をめざして、議会改革を進めるため「議会改革特別委員会」で取りまとめられた素案を基に「議会

基本条例」の制定に向け、最終段階となり取り組んでおります。市民の代表としての我々議会は、唯一の議決機関としての機能を十分に発揮し、市民の信頼に応えていかなければなりません。

今後とも、皆様方の温かいご指導、ご支援を賜りますようお願い申し上げますとともに、米原市、そして市民の皆様にとりまして希望に満ちた輝かしい年になりますことを祈念申し上げます。年頭と就任のご挨拶といたします。

副議長

丸本 猛



市民の皆さまには、平素から議会に対しまして、ご理解とご協力をいただき、心から感謝申し上げます。

私、このたび、議員各位のご推挙を得まして、副議長のご推挙に就任させていただきました。大変光栄に存じますとともに、その責任の重大さを痛感していると存じます。

浅学非才の身ではありませんが、副議長として、議長のもと、本市議会が二元代表制の一翼を担う存在として、その機能を最大限に発揮しつつ議会の活性化と公正・効率的な議会運営に努めてまいり所存です。

また、本市は依然として財政状況が厳しく、市民生活に関わる多くの課題が山

積している状況であります。本市議会といたしましても、市民の代表機関としての使命と責務を自覚しながら、市民生活に関わる多くの課題を的確に把握し、安全で安心して暮らせる「明るく住みよいまち」をめざして、市民の皆さまの期待と信頼に誠心誠意応えてまいりたいと存じます。

米原市議会議員役員名簿

第3回臨時会では、正副議長選挙のほか、常任委員会、議会運営委員会、議会広報特別委員会、議会改革特別委員会の委員構成と、一部事務組合の選出議員が変わりました。新たな委員会構成および一部事務組合選出議員は下記のとおりです。

平成24年11月1日現在

議 長	的 場 收 治
副 議 長	丸 本 猛
監 査 委 員	音 居 友 三

委 員 会 名	委 員 長	副 委 員 長	委 員	
総務教育常任委員会 (定数7人)	前川 明	吉川 登	北村 喜代信	谷田 武一
			丸本 猛	滝本 善之
			的場 收治	
健康福祉常任委員会 (定数7人)	鏑田 明	富田 茂	丸本 義信	丸本 猛
			市川 照峯	堀川 弥二郎
			(欠 員)	
産業建設常任委員会 (定数7人)	北村 喜代隆	宮川 忠雄	清水 隆徳	松宮 信幸
			櫛村 由雄	音居 友三
			岩崎 文松	
議会運営委員会 (定数8人)	丸本 義信	北村 喜代隆	松宮 信幸	富田 茂
			丸本 猛	吉川 登
			鏑田 明	前川 明
米原市環境事業 対策特別委員会 (定数7人)	滝本 善之	市川 照峯	北村 喜代信	富田 茂
			丸本 猛	宮川 忠雄
			的場 收治	
米原駅周辺都市 整備特別委員会 (定数7人)	松宮 信幸	岩崎 文松	清水 隆徳	櫛村 由雄
			北村 喜代隆	鏑田 明
			(欠 員)	
議会広報 特別委員会 (定数7人)	丸本 義信	前川 明	谷田 武一	音居 友三
			堀川 弥二郎	丸本 猛
			吉川 登	
議会改革 特別委員会 (定数8人)	鏑田 明	北村 喜代信	堀川 弥二郎	富田 茂
			市川 照峯	吉川 登
			北村 喜代隆	前川 明

湖北広域行政事務 センター議会議員	清水 隆徳	滝本 善之	北村 喜代隆	的場 收治
湖北地域消防 組合議会議員	堀川 弥二郎	宮川 忠雄	前川 明	的場 收治
長浜水道企業団 議会議員	音居 友三			

請 願	
住宅リフォーム助成制度の創設を求める請願	不採択
消費税増税に反対する意見書の提出を求める請願	不採択
消費税増税に反対する意見書の提出を求める請願	不採択
発 議 (議員提案)	
市議会委員会条例の一部を改正する条例	原案可決
議案第91号 平成24年度米原市一般会計補正予算 (第8号) の予算執行に伴う決議書	原案可決

議案ピックアップ

- ◆一般会計補正予算中歳出の主なものは以下のとおりです。
 - 伊吹地域の県道山東北線が災害時に通行できなくなった場合を想定し、伊吹～大久保の区間における非常用の迂回路として、市道峠大久保線の滋賀鉱産(株)から大久保地先までの舗装に伴う費用2千890万円
 - 通学路における安全対策として、路肩カラー舗装やガードレール、カーブミラーの設置等に伴う経費として1千153万8千円
 - 番場地先に予定の一般廃棄物最終処分場建設に関連した経費として4千435万円
 - 太陽光発電等設備導入事業費補助金として300万円
 - 息郷小学校と醒井小学校の統合に係る準備経費として605万6千円
- ◆条例の制定に関し主なものは以下のとおりです。
 - 「移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例の制定」「市道の構造に関する技術的基準等を定める条例」「市道に設ける道路標識の寸法等を定める条例」「移動等円滑化のために必要な特定道路の構造等に関する基準を定める条例」「準用河川管理施設等の構造に関する技術的基準を定める条例」「水道事業布設工事監督者および水道技術管理者の資格等に関する条例」「財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例の一部を改正する条例」「コンポストセンター条例の一部を改正する条例」「地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例」「市営住宅条例の一部を改正する条例」「下水道条例の一部を改正する条例」「都市公園条例の一部を改正する条例」の12件の条例については、国の第1次、第2次分権一括法(地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律)の施行に伴うものです。

基礎自治体への権限移譲や法律による義務付け・枠付けの見直しにより、これまでは法律や政省令で基準等が定められていたものを本市の条例で定めることとされました。例えば市道の構造の技術的基準について、全国で統一すべき基準を除き本市の条例で定めることとなりました。

今定例会において市道関連以外にも多くの条例が制定されました。

平成24年第3回臨時会概要

【新正副議長選出】

平成24年11月1日に開催した第3回臨時会において新たに、的場收治議長と、丸本猛副議長が選出されました。議長、副議長就任のあいさつは、2ページをご覧ください。また、今回の正副議長改選に伴う各委員会等の異動については、3ページをご覧ください。

議 案	採決結果
予 算	
一般会計補正予算	原案可決
条 例	
職員の厚生制度に関する条例および米原市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例	原案可決
発 議 (議員提案)	
市議会会議規則の一部を改正する規則	原案可決

平成24年第4回定例会概要

4回定例会は、11月30日から12月18日までの19日間の会期で開催しました。議案の採決状況は下記表のとおりです。また、各常任委員会の審査報告は6ページ～8ページを、各議員の一般質問は、9ページ～21ページをご覧ください。

議案	採決結果
専決処分の承認	
一般会計補正予算	承認
予算	
一般会計補正予算、各特別会計補正予算 4件	原案可決
条例	
行財政改革市民会議条例の制定	原案可決
予防接種健康被害調査委員会条例の制定	原案可決
小規模企業者小口簡易資金貸付審査会条例の制定	原案可決
移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例の制定	原案可決
市道の構造に関する技術的基準等を定める条例の制定	原案可決
市道に設ける道路標識の寸法等を定める条例の制定	原案可決
移動等円滑化のために必要な特定道路の構造等に関する基準を定める条例の制定	原案可決
準用河川管理施設等の構造に関する技術的基準を定める条例の制定	原案可決
水道事業布設工事監督者および水道技術管理者の資格等に関する条例の制定	原案可決
市長等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例	原案可決
公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例の一部を改正する条例	原案可決
財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例の一部を改正する条例	原案可決
コンポストセンター条例の一部を改正する条例	原案可決
都市公園条例の一部を改正する条例	原案可決
下水道条例の一部を改正する条例	原案可決
道路占用料徴収条例の一部を改正する条例	原案可決
地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例	原案可決
市営住宅条例の一部を改正する条例	原案可決
体育施設条例および使用料条例の一部を改正する条例	原案可決
職員の給与に関する条例の一部を改正する条例	原案可決
その他	
権利の放棄	原案可決
財産の貸付け 2件 (旧米原西保育園)・(米原駅東部土地区画整理事業地内)	原案可決
財産の譲渡 (旧米原西保育園)	原案可決
滋賀県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体数の減少および滋賀県市町村職員退職手当組合同約の変更	原案可決
滋賀県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体数の増加および滋賀県市町村職員退職手当組合同約の変更	原案可決
滋賀県自治会館管理組合同約の変更	原案可決
滋賀県自治会館管理組合の解散に関する協議	原案可決
滋賀県自治会館管理組合の解散に伴う財産処分に関する協議	原案可決
公の施設における指定管理者の指定	
○柏原緑地：柏原区、○朝妻緑地：朝妻区、○米原駅西部第1児童公園・米原駅西部第3児童公園：下多良区 ○米原駅西部第2児童公園・米原駅西部第4児童公園：米原西区、○米原北公園・湯谷公園：米原区 ○賀目山児童公園：賀目山区、○園原児童公園：春照区、○伊吹ヶ丘児童公園：伊吹ヶ丘区 ○山東生涯学習センター：タウンルッチ、○双葉総合体育館：近江スポーツクラブ ○醒井宿資料館 (旧醒井郵便局局舎・川口家住宅 (旧醒井宿問屋場))：醒井区	原案可決

総務教育常任委員会報告

(仮称)かなん認定こども園 建設計画進む

◎24年度補正予算

問 退職予定者は。

答 自己都合2人、定年1人、勸奨10人で合計13人の退職の予定です。

問 職員の不祥事に対する根本的な解決策は。

答 今回の不祥事後、職員全体での研修会を行いました。コンプライアンスの指針もまとめ機会あることに法令遵守の徹底をしていきます。

問 原子力防災に関する放射能の測定方法は。

答 地上で5回、地上から1メートル上がったところで5回、合計10回測りそれを平均します。

問 測定場所は。

答 各自治センターと7つの中学校、伊吹山麓の3ポイント、合計14ポイントで定期的に測定します。

問 周知方法は。

答 毎週のデータを市のホームページで公表しています。異常があれば、エリアメール、広報、防災放送等を使い周知します。

問 小・中学校の学力調査の活用は。

答 6月に3教科の学力調査を実施し、その結果が7月に出てきます。夏休み中に分析を行い、2学期以降、各校の課題を克服する取り組みを進めていきます。

問 (仮称)かなん認定こども園の建設については。

答 息郷小学校の既存校舎を活用すべきか、新たに敷地内で新築するかで検討した中で、グラウンドを活用して新築するという考えを進めたいと考えています。

問 施設の跡地利用は。

答 既に大規模改修をしており、埋蔵文化財の面で校舎を利用できないかという検討に入っています。グラウンドをすべて使うわけではないので、残りの部分は、少年野球のサブグラウンド、グラウンドゴルフ等に使えないかという地元からの要望も出てきています。体育館は避難所として考えていかなければなりませんし、認定こども園のホールとしても利用していきたいと思っています。1、2年をかけてより良い活用方法を考えていきたいと思っています。

◎公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例の一部を改正する条例

問 選定委員会は、今まで一カ所で行っていたのか。

答 現在は、要綱に定められており、それに基づいて各部署で選定委員会をやっていただいているということですが、今後は付属機関として地方自治法上の位置付けにしたいということですが。

問 8人以内で組織するとなっているが。

答 各所管の専門的な関係があり、最も適当



建設途中の米原市双葉総合体育館

な方を委員とすることが前提です。市長が適当として認める者は、公募委員等。市の職員は、部長など関係職員。専門的知識というのは、指定管理者の管理運営に関する知識を持っている方。学識経験者は大学の先生、学識経験の見込まれる方を充てている現状です。

◎財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例の一部を改正する条例

◎行財政改革市民会議条例の制定

問 今までは条例でない会議ということで、市民が気楽に意見を言えたと思うが、今回ある程度責任を持った会議になるのでは。

答 きちんと条例に変わったということでの意識付けを説明します。

◎体育施設条例および使用料条例の一部を改正する条例

問 使用料金はほかの

体育施設と同じか。
答 市内のほかの施設と料金を統一しました。公平性、公正性を考え、同料金を設定しました。

◎公の施設における指定管理者の指定
(山東生涯学習センター)
(双葉総合体育館)
(醒井宿資料館「旧醒井郵便局局舎」、川口家住宅(旧醒井宿問屋場))

問 指定管理料は。

答 電気代、水道代、人件費がどのくらいいるという試算を積み上げて指定管理料を設定しています。

以上、全議案とも「原案のとおり可決すべきもの」と決しました。

(請願)

◎消費税増税に反対する意見書の提出を求めらる請願

賛成少数により「不採択とすべきもの」と決しました。

健康福祉常任委員会報告

旧米原西保育園は、社会福祉法人「湖北会」に土地を賃貸、建物は売却します

◎一般会計補正予算

【市民部】

問 米原診療所のレントゲン装置200万円の修繕内容は。

答 エックス線を出す管球部分の取替えです。

問 修繕中の医療行為に支障が出ないか。

答 代替の機器を借り修繕していますが患者さんには半日くらい迷惑をかけることもあります。

問 今後の対応と方針は。

答 定期的に保守点検を行い随時部品の交換をしながら対応していますが突然の故障もあり、耐用年数も踏まえ早めの対策をとっていきます。

【健康福祉部】

問 保育所への入所希望の動向と現状は。

答 入所希望は、第1から第3希望まで申込みしていただいています。最近0歳〜2歳児の入所が増えて第1希望に入所できないこともありましたが園と調整し対応しています。

問 第1希望に入園できない理由は何か。

答 定員や保育士定数、保育所の面積基準により入園できない場合があります。毎月10日に審査し決定しています。

問 保育園の規模拡充により保護者のニーズに配慮することができると思うが現状はどうか。

答 子どもの少子化が進んでいるなかで、入

所される子どもは低年齢児が増えています。0〜2歳児については親のニーズにより市外の保育園への希望もありますが、国からも面積、定員を弾力的に対応するよう指示もあります。

◎国民健康保険事業特別会計補正予算

問 国保システム改修とは。

答 特定世帯等に係る国民健康保険税の軽減特例措置の延長により改修が必要です。

問 未受診者対策委託料21万4千円の減はなぜか。

答 4千件程度、電話で受診を勧奨する費用でしたが、入札の結果118万2千300円となり、減りました。

◎国民健康保険直営診療所事業特別会計補正予算

問 基金積立金額の現在額はいくらか。

答 5千万円です。
◎予防接種健康被害調

査委員会条例の制定

問 市では過去に被害が発生したことはあるのか。

答 予防接種後の健康被害はありませんが、全国的には昭和52年以後、平成23年までに2千808人あり、死亡に至った件数は119件あります。

問 条例制定の背景と、組織の構成についての考えは。

答 予防接種で発生した健康被害に対する救済をするため条例化し、組織体制を強化、充実していくため、湖北医師会の推薦される専門医師を2人以上メンバーに考えています。

◎財産の貸付と譲渡

旧米原西保育園を土地は無償で貸付けし、建物は売払いをするための議案です。

具体的な内容は、土地の面積5千921.08㎡は、10年間の無償貸付けとし、建物（保育園、

延床面積987.84㎡、自転車置場、29.40㎡）は、2千194万5千円で売却します。相手先は、社会福祉法人「湖北会」です。活用目的は、約40人の就労継続支援B型事業所として改修されます。主な改修内容は、キュービクルの設置と空調機の整備、トイレの改修、防音・防

水、手洗い場の新設、車庫の増設、園庭の利用等です。作業内容は、ポン菓子の製造、下請け作業、作業農園での野菜の生産等を行います。

審査の結果すべて原案通り可決すべきものと決しました。



土地の貸付と建物等の売却が決まった旧米原西保育園

産業建設常任委員会報告

太陽光発電設備等補助金は再募集

◎一般会計補正予算

問 一般廃棄物新最終

処分場用地を無断で掘削されたと聞くが。

答 昨日、地元区長から湖北広域行政事務セ

ンターに連絡が入った

ので現地確認して、構

成2市と共に対応を協議中です。警察にも相談しています。

問 市内観光案内看板

書き換えを計画している観光案内看板

の書き換えは。

答 伊吹山スキー場の案内看板を、春の登山シーズンに間に合うよう「伊吹山登山口」に書き換えます。対象は10カ所です。

問 いったん募集を締め切った太陽光発電設備等補助金は。

答 今まで60件の申請があり10月に完了していますが、さらに39件分を追加します。

問 再生可能エネルギーを総合的に検討する組織を持つべきだが。

答 次年度から委員会を立ち上げ議論します。

問 勝訴した漁具倉庫建物明け渡し事件での上多良漁協への請求損害額は。

答 損害額は約36万円で、平成25年12月までの分割納付です。

問 峠大久保線などの防災避難道路3路線は、当初予算で計画的に計上すべきだが。

答 当初より防災事業は別枠予算です。地元は別枠予算です。地元同意等も考慮して、緊急を要する所や緊急時の市民保護等の観点で計上しました。

問 峠大久保線は、かつて道普請事業として整備する計画だった。11月には滋賀鋳産(株)敷地内通路使用協定が結ばれたが、今後は。

答 現状は緊急的な迂回路ですが、今後は市道としての整備を検討します。

◎小規模企業者小口簡易資金貸付審査会条例
地方自治法を根拠に、審査会を条例に基づく付属機関とするもの。

◎道路占用料徴収条例の一部を改正する条例
国道敷の道路占用料単価改正と整合性をはかるもの。

◎移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例等11件

◎権利の放棄
水道料金未納が38件といえは3年分以上だ。市の怠慢では。

答 給水停止は生活にも関わるので面談交渉としていますが、この件では何度訪問しても会うことが出来ませんでした。

問 指定管理料有無の基準は。

答 原則、不特定多数の地域外の人達が利用する公園では管理料を支払い、集落内の公園では支払いませんが、設置時や市町合併時の経緯で基準が微妙な公園もあります。

◎一般会計補正予算の執行に伴う決議案
一般廃棄物新最終処分場多目的広場用地の購入に当たり、施工の諸問題に対し湖北広域行政事務センターに主体的に対処させることを、市に求めるもの。

以上、各議案とも慎重審査の結果、可決すべきものと決しました。

(請願)
◎住宅リフォーム助成制度の創設を求める請願
賛成少数で「不採択すべきもの」と決しました。



松宮 信幸 議員

今後の学校統廃合整備計画はどうなる 施設・環境整備はどこまで進んでいるのか

柏原中学校統廃合 経過と進捗状況

問 柏原中学校の統廃合に関する地域懇談会を7集落で7回開催されたが、何人の参加者がおられたのか。

答 参加者は7地区で172人です。

問 保護者や、生徒の意識調査は。

答 保護者の方々からは柏原中学校の現状から、環境が大きく変化する現代社会を生き抜くためには、より多くの子どもがどうしが学びあうことが大切であり、統合もやむを得ないのではないかと。一方、中学校が無くなれば柏原学区がますます過疎化するなどのさまざまな意見を伺いました。

問 意見などをふまえて、どのようにまとめ

答 統合については、まちづくりを進めていく中で大変重要な課題であり、保護者をはじめ地域の皆様のご意見をふまえたうえで、進めていかなければならないと考えています。

問 今後の対応は。

答 住民アンケートなどにより多くの意見が出されました。子どもの教育環境の整備や教育指導の充実など方針の検討を含め、平成27年4月の統合は一旦撤回し、市の保幼小中学校統合整備計画を見直していきます。

問 学区外への就学を教育長が承認された背景は。

答 平成18年3月に就学校の変更の取扱いについて、文部科学省は、いじめへの対応、通学の利便性、部活動等についても就学を変更できるとい

きるといふ弾力的な運用に関する通知を出しました。市はこのことをふまえて、通学区の弾力化について協議を重ね、平成22年4月1日に就学校の変更に関する許可要件をまとめ

通学路・学校整備

問 今後の通学路の安全対策は。

答 重要施策として位置付けており、25年度以降も引き続き通学路の安全点検を行います。自治会からの要望も合わせ、対策が必要な箇所の優先順位に基づき計画的な対応をしていきます。

問 滋賀県道路整備計画による間田長浜線、天満から市場の学童歩道の整備は。

答 県道間田長浜線の

本市場工区は、25年度から29年度に着手する計画とされています。今後も達成に向けて、予算確保を、県に強く要望します。

問 学校安全対策として、敷地外周フェンスの整備計画は。

答 施設の延命化や安心安全の面から雨漏れ対策や耐震工事を優先的に行っており、その

後、防犯を目的としたフェンスの設置について取りかかる予定です。

問 大東中学校、大原小学校のグラウンド整備計画は。

答 指摘のとおり水はけが悪いことは承知しており、いずれも緊急性が高いと認識しています。



通学路に設置された「カラー区画線」

ここが知りたい

聞きたいQ&A 一般質問

原発に依存しない新エネルギー施策と 災害発生時の要援護者支援体制を問う



北村喜代隆 議員

再生可能 エネルギー施策は

問 原発に依存しない新エネルギー施策は。

答 原発に依存しない社会の実現を願い、市では、甲津原地区で小水力発電の実証実験中です。近江認定子ども園には太陽光発電を設置します。官民含めて積極的に再生可能エネルギーに取り組みます。

問 太陽光発電と薪ストーブの補助が補正予算に計上されたか。

答 今後は小水力発電やバイオマス等の活用にも施策を進めます。

問 公共施設等の屋根貸し、土地貸しでの太陽光発電は。

答 幼稚園と小中学校の92%は耐震対策済みで屋根貸しが可能です。市民や団体等の利用動向を見て対応していきます。



平成24年7月31日
群馬県太田市のメガソーラ施設

問 市民共同発電所や市内業者育成の観点での取組みは。

答 再生可能エネルギー検討委員会を25年度に立ち上げ議論していきます。

問 災害時要援護者避難支援計画は。

答 高年齢者、要介護者、障がい者などは約800人で、うち230人は福祉避難所(室)の利用を想定しています。

問 個別避難支援計画は。

答 自治会、民生児童委員などと連携して地域で避難支援できるよ

災害弱者の支援は

問 災害時要援護者避難支援計画は。

答 米原市地域防災計画と同時に策定を進めています。

問 災害時要援護者数

答 生命・財産を守るため緊急、かつ、やむを得ない場合には、例外規定があり、災害時、市が整備した名簿の自治会等への提供はできません。

問 市による名簿整備と保管体制は。

答 山東庁舎内に保管し、システムとして確立しています。提供の方法やタイミングなど具体的なルールづくりを進めます。

ネット空間で遊ぶ 子どもをどう守る

問 ネット空間で子ども達に迫る犯罪者の目やネットいじめ、誹謗中傷への対応は。

答 米原市いじめ対応マニュアルに、児童生徒への対応と指導のあり方、誹謗中傷の削除方法、保護者への啓発を盛り込んでいきます。

問 文書だけでは不十分ではないか。教師全員と保護者、地域の人々を対象にした体験教室を提案したいが。

答 情報化社会は急速に進んでいます。教師や保護者が実際に体験してみないとわからないことあります。パソコンなどの機器が用意できるかという課題もあります。子ども達を守るため具体的に考え最善の努力をします。

ここが知りたい
聞きたいQ&A 一般質問



前川 明 議員

※ 児童虐待、障がい者虐待の対応先は ※ 中学生海外派遣事業の復活は

児童虐待相談

問 市における虐待の通告件数は。

答 21年度は24件、22年度は38件、23年度は23件です。

問 県と市の虐待相談件数とその内容は。

答 23年度の件数は、県内が3千596件、その内市が52件です。県内の状況は、保護の怠慢または拒否(ネグレクト)が全体の約4割を占め、次いで身体的虐待、心理的虐待の順です。年齢別では、小学生以下が全体の約8割を占め、主な虐待者は実の母が全体の約7割を占め、実の父が約2割を占めています。市の状況は、身体的虐待と心理的虐待で、全体の約7割を占め、次いでネグレクトの順です。年齢別では、小学

生以下が全体の約6割を占め、次いで中学生の順です。主な虐待者では、実の母と実の父が、全体の約8割となつています。

問 虐待の通告先と対応先については。

答 「米原市子ども家庭サポートセンター」と県内にある2箇所の「子ども家庭相談センター」になります。

障がい者虐待相談

問 障がい者虐待の通告件数は。

答 平成24年10月1日に「障害者虐待防止法」が施行され、障がい者の虐待を発見した人は、市町等に通報することが義務付けられました。市において、虐待の通告は、現時点ではありません。

問 障害者虐待防止法の対応先については。

答 社会福祉課内に、障がい者虐待防止センターを設置し、相談や通報などの受け付けができるよう体制整備を行っており、相談窓口の設置、周知のためパンフレット等も作成しました。

海外派遣事業を

問 海外派遣事業の取り組みの考えは。

答 中学生海外派遣事業は、市内の中学生を県の姉妹都市であるアメリカ・ミシガン州に派遣し、英会話能力の向上、国際親善への貢献を図るというものでした。派遣に参加した生徒は、外国の文化や生活の違いを体験したり、帰国後には学んだことを広く他の生徒へ

伝えたりして、国際理解教育の推進に効果が大きかったと考えています。しかし、毎年、派遣する人数が15人から18人で、千人を超える市内の中学生の人数に対して、少人数であるということが課題でした。中止に至った理由は、感染症サースの影響もありましたが、移行措置が21年度よりスタートした新学習指導要領により、小学校5・6年生の教育課程に新たに外国語活動が組み込まれ、この機会に市内の小中学校を合わせてすべての子に対して、英語だけでなく外国の文化を知ってもらう機会を設定し、外国人指導助手を9人体制で外国語活動および国際理解教育の充実を図ることとしました。



ここが知りたい

聞きたいQ&A 一般質問

○学校図書館図書の整備どうなっている
○多くの自治体で好評の「住宅リフォーム助成制度」の実施を



清水 隆徳 議員



学校図書館のようす

問 「生きる力を育む」

理念のもと、知識や技能の習得とともに思考力、判断力、表現力等の育成を重視する、新学習指導要領が全面実施されるなか「読書センター」「学習情報センター」としての学校図書館の機能向上が求められる。交付税措置と文部科学省で予算化

が図られている。

19年度からスタートした「学校図書館図書整備5カ年計画」で毎年度200億円、総額1千億円の地方財政措置が講じられ、学校図書館図書標準を達成した学校の割合は増加していると報じられている。本市の5カ年間の予算付けと標準達成率は。

答 学校図書費の実績

は、19年度427万5千円、20年度364万1千円、21年度518万9千円、22年度2千448万3千円、23年度379万9千円を支出し、学校図書館図書標準に基づく蔵書冊数の充足率は100%達成しています。

問 24年度以後も5カ

年計画による同額の財政措置がされている。目標は。

答 今後も蔵書冊数100%を維持し、学習に必要な図書の充実に努めます。

問 学校図書館への新

聞配備についても財政措置がなされ、新聞を使った学習を行う環境整備が推奨されている。本市の新聞配備状況は。

答 学校図書館への新聞配備はしていませんが、学校で講読してい

る新聞や、生徒が各家

庭から持ち寄った新聞を使って学習しています。学校図書館への配備は今後の検討材料とします。

問 県内自治体におけ

る学校司書の配置状況、形態は。

答 現在大津市、草津市、東近江市、日野町、多賀町で学校司書が配置されています。配置形態は大津が約4分の1の学校に、東近江市、日野町が約半数の学校に臨時職員で配置しています。草津市、多賀町は民間委託で全校に配置しています。

問 本市の学校司書配

置予定は。

答 どういう形が本市にふさわしいか、近隣自治体の配置状況なども参考にしながら考えていきます。

どこでも好評

リフォーム助成制度

問 中小事業者は不況で仕事が極端に減り、廃業を真剣に考えている事業者もかなりあると聞いている。

まさに元気を取り戻すには、商いに弾みをつける行政の後押しが必要だ。

答 住宅リフォーム助成制度は上限10万円から30万円の補助金を出す仕組みで、県下でも多くの自治体が実施している。どこでも好評で、補正予算まで組んで対応しているとのこと。ぜひ本市でも実施すべきだが。 **問** 住宅リフォーム助成制度の実施は現在考えていませんが、防災面を含めたリフォーム等、必要性や費用対効果も含め研究していきたいと考えます。



岩崎 文松 議員

- ① 柏原学区の「中学校統合計画とまちづくり」は
- ② 県公表の「地先の安全度マップ」の対応は
- ③ 獣害の現況と対策は

柏原中学校統合計画
27年度目標

問 柏原中統合27年度目標は、時期尚早であるが。

答 22年度に実施しました保護者、地域懇談会で多くの方からできるだけ早く統合して欲しいとの意見があり、1年早めて取り組んできました。一方、その後地域の皆様からいろいろの意見をいただき、検討の結果、平成27年4月統合計画は撤回し、再度、所定の時期に地域の皆様の意見をお伺いし、見直すこととしました。

問 市は教育環境を整えるのが最優先というが、まちづくり計画「柏原地域活性化ビジョン」を共助で推進し、その中で学校のあり方を整理すべきと思う

地先の安全度マップ
公表の対応は

答 やつとこの時期になり、地域の力で「柏原地域活性化懇話会」が立ち上がりましてので、地域づくりに積極的な滋賀県立大学の協力を得て議論し「住み続けたい」「柏原地域に特化」したまちづくりを推進して行きたいと考えています。

問 県公表から2カ月半余過ぎていますが、200年、100年、10年に一度の3段階大雨浸水被害予測(時間最大雨量131mm、109mm、50mm)に対する市の評価は。

答 市のマップは、一部の内容を県に確認中で、公表が遅れていま



仮称) 第1回 柏原地域活性化懇話会

すが、近々と聞いています。

問 公表内容は市民の安心・安全上、説明を急がねばならないが。

答 今年度末に作成の「総合防災計画」に「地先の安全度マップ」を取り込むため、市民へは、公表後、早い時期の周知に努めます。

問 嘉田知事はマップを「具体的な避難対策などに役立てられる」と意義を強調しているが、市の現行の避難対策は見直すのか。

答 例えば、100年に一度の大雨浸水被害予測等の避難対策について、今年度末完成予定の「総合防災計画」に反映させるよう努めます。

獣害動物の適正
生息数は

問 県下の獣被害は急

激に増加しており、県は今年度からサル、シカ、イノシシの新たな鳥獣保護管理計画を策定、各市町を指導管理し目標達成する「適正生息数」を定めて捕獲推進するが、市の方針は。

答 湖北地域の捕獲数は長浜市、米原市で分担し、今年度、市の目標は、サル40頭、シカ1千200頭、イノシシ180頭です。今後とも県の指導で目標設定し捕獲に努めていきますが、今年度はこの冬場の狩猟期捕獲に期待していません。

問 狩猟者数の体制整備が容易でないと聞か

答 狩猟者の高齢化が問題ですが、地域の資格者等の協力を得て檻を増やし、目標に近づけるよう努めます。

ここが知りたい
・
聞きたいQ&A
一般質問

“命の水” 湧水・地下水の保全対策と 観光資源としての活用について



つばた 明 議員

空き家 廃屋対策について

問 市内の空き家・廃屋の現状把握はできているか。

答 平成18年に各区長さんを通じ調査した戸数は240戸です。また平成20年の「住宅土地統計調査」では270戸でした。

問 空き家に対する相談窓口はどこか。

答 4庁舎の市民自治センターが窓口です。

問 年間何件の相談があるのか。

答 10件程度ですが、水源の里振興室には移住に関する相談が寄せられています。

問 適正に管理されていない空き家に対する市の対応は。

答 地元の自治会長さんと協議し、所有者に連絡を取っていただ

き、対応をお願いしています。

問 空き家の利活用と改修費の支援は。

答 空き家については個人所有の財産であり、市が特定の個人財産の保全に支援することは問題があると考えています。しかし、先進事例では、所有者が自治会に寄付され、公共の用途に帰するため解体する費用や利活用に必要な経費の一部を支援されている事例もあります。

市としては、今後、自治会が実施主体となり、雪捨て場や避難所等確保するために解体する場合や地域のサロン、地域の活性化のために改修する場合など、公共的な利活用を目的とした支援を検討していきたいと考えています。

問 条例制定についての見解は。

答 全国的に「空き家対策条例」を制定する動きが加速しています。今後、区長会、消防団等の協力を得ながら実態調査、適正管理や利活用、支援制度も含め、条例制定に向けて検討していきたいと思えます。

問 湧水・地下水保全対策と観光資源としての活用は



市内に点在する空き家

問 市内に湧水は何か所あるのか。

答 227カ所です。

問 地下水の取水状況と、外国資本の林地買収の実態は。

答 企業が活用している取水状況は68カ所あります。また、林地買収により市外企業が所有している山は36社ありますが、外国資本の特定は困難です。

問 水源かん養林の整備と面積は。

答 健全な山林づくりとして総合的に間伐、除伐を進めています。面積は1千540haです。

問 「七湧水めぐり」のよう観光資源として回遊ルートを設定し、観光客を誘引できないか。

答 水源の里まえばら



醒井地先の「居醒の清水」



吉川 登 議員

410人の職員数で 行政サービス・職員の向上は図れるのか

今後、職員の縮減
方策で、米原市は、
どう変わるの

問 今日までの職員削減で、行政サービスがどう効率化され、市はどう変わったか。

また、職員数410人は、退職数に関係なく確保するのか。

答 合併以降、組織機構の再編や指定管理者制度の導入など、業務の効率化を進め、今後主體的に、また、地域の多様な団体と協働して、行政サービスを担う仕組みを作る必要から、幅広く行財政改革の推進を図っていきます。そして、市民の視線に立った行政サービスのさらなる質の向上も考え合わせ、職員による事務事業評価調書の作成にも取り組んでおり、市民のサービ

スに対する満足度向上のための事業実施をしていきます。

第三次適正化計画の最終年度の目標410人の設定については、退職者見込みを立てつつ、新たな行政課題への対応や国・県からの権限移譲などを考慮しました。また、職員の配置数は業務量を見定めながら固定化することなく、柔軟性のある組織、人員配置に努めます。

問 定員適正化に向けた方策で言われている人件費の縮減とは。

そして、保育士の増員と民営化への検討も継続するとはどういうことか。

答 27年度からの普通交付税の段階的削減や市税収入の動向を見通し、持続可能な財政運営のため、人件費も常に見直しの対象にする

というものです。

また、保育所などの民営化は、既存の直営や民間運営施設の状況を把握し、今後もそれぞれの地域の実情や将来見通しに合致した運営手法の検討を、継続的に行うということです。

市民の意識調査で 何がわかったの

問 市民意識調査の結果を見て、市はどのよう
に分析しているのか。

答 市民のニーズや意識を統計的に把握し、市民視点に立った施策を推進するため、毎年実施しています。

調査の結果、最も関心のある重要施策は、高齢者・障がい者福祉の充実、次に災害に強いまちづくりの推進、さらに教育内容、教育



本市イメージキャラクターのホタルン親子と滋賀県イメージキャラクターのキャッツフィー



地域・市・県一体となった協働の取り組み

施設の充実となっており、現在の社会情勢そのものが結果として表れていると判断できます。また、不満とする割合が低い施策もありますが、これらについては、さらに満足度を上げられるよう取り組みを進める必要があると

判断しています。市民と行政の協働は、多様化する行政課題、地域課題の解決には不可欠と考えています。そのためにも、協働の取り組みの推進が市民生活で定着・実感していただけるよう取り組みを進めていきます。

ここが知りたい

聞きたいQ&A 一般質問



音居 友三 議員

- 地域包括ケアセンター「米原モデル」とは…
- 国道8号と県道・能登瀨岩脇線 取付道路の管理者は、誰か…

米原・近江圏域に
在宅医療の拠点施設を

問 在宅医療「米原モデル」構想とは。

答 超高齢社会の時代では、その数からして、もはや病院で最期を迎えることは、相当難しくなるといふ厳しい事態が予想されます。

在宅での医療福祉を支えていくためには、24時間対応できる訪問往診や訪問看護とその生活を支える福祉サービスの充実が必要であり、これらを複合的に組み合わせていくなどの在宅医療、在宅看取りの仕組みづくりに取り組んでいく必要があります。そのためには、地域医療を核とした保健福祉医療との連携が可能となる仕組みづくりと、24時間体制で支える在宅サービスを総

合的に展開する米原独自の地域包括ケアシステムの構築が必要であり、この構想をいわゆる「米原モデル」と称しています。

山東・伊吹にあるケアセンターいぶきでの在宅支援の取組みを手に、米原・近江圏域においても、核となる施設を整備し、米原モデルを展開できないかと考えており、市政の重点施策と位置付けて取り組んでいきます。

問 米原診療所の中村医師の想いである「米原診療所・近江診療所を合併し、一つの診療所・複数医師体制にして、リハビリ施設や訪問看護ステーションや居宅事業所なども併設し、複数医師が往診等の在宅サービスにも力を入れ、在宅医療・地

域包括ケアシステムを構築していく」という構想について、市長の考えは。

答 中村医師の考えておられる方向で実現できるよう最大限の努力をしていきたいです。

問 その拠点となる施設の場所は、ふたば幼稚園の跡地が最適と思うか。

答 有力な候補地として皆さんとも相談していきます。



取付道路は、当分間は、
市が除雪等に努める

問 この取付道路の整備の経緯は。

答 昭和42年に、建設

省が国道を新設するために整備した道路です。

問 現在、この道路はだれが管理しているか。

答 路肩の草刈りは、岩脇区が自主的にされており、道路補修は旧近江町や市が行ったこともありますが、除雪は実施していません。

問 管理についての関係機関の考え方は。

答 滋賀国道事務所の考え方は、国道8号を供用開始後は撤去する予定でしたが、当時、地元からの要望により、現在まで残されているものとの見解であ



り、引き続き地域で管理をお願いしたいとのこと。県の考え方は、国有財産法に基づき国土交通省が維持管理すべきとの見解です。市としては、国土交通省が適正に管理を行うよう要請しているところです。

問 管理者が決まるまでの管理については。

答 市が除雪等の管理に努めます。



宮川 忠雄 議員

◆ 南工業団地の経過と今後の計画は ◆ 予算編成過程の公開と 将来の財政見通しは

工場建設の槌音が聞こえてこないが

問 6月の契約締結後の経過は。

答 7月23日土地代金約27億円を全額納付され、登記と土地の引き渡しを完了しました。

問 工事着工は25年1月とのことであったが、予定通りか。

答 設計や諸手続きの関係で25年4月には本格的着工です。

問 「大規模企業立地促進助成金」の支援期限は、26年3月までの



*サカタインクス株式会社 進出イメージ図 (提供: サカタインクス株式会社)

答 操業をとらなっているが、間に合うのか。現時点では、26年

3月の操業開始の予定で間に合います。

問 企業誘致が決定したことについて、関係地域への説明は。

答 7月の売買直後に近隣地域である磯区、入江区、梅ヶ原区の役員会に、市から報告をしました。

問 直前の工事説明会は。関係地域に行います。

問 操業により雇用創出につながるのか。

答 操業後、3年目には約100人体制で、この中には既存工場からの配置換えも含まれます。

問 新規採用は。何人になるかは今詰めておられ、当初は総勢30人体制でのスタートです。

問 地元採用をお願いしているのか。

答 せっかくの米原での立地であるので、地元雇用もぜひともお願いしたい旨十分伝えていきます。また、準備段階ですが、既に市内の方の採用はしていますとのことです。

市民の声を聴き 予算案作りを

問 予算査定現場の公開は。

答 現時点では公開を控えたいと考えています。

問 その理由は。

答 市の方針や予算案を決定する過程のものや、まだ決定していない情報も含め公開することは市民の間に混乱が生じる恐れがあるためです。

問 混乱は生じない。県内では実施しているところが既にあるのではないのか。

答 県内では草津市、野洲市、東近江市などが積極的に展開しています。

問 どのようにしているのか。

答 野洲市では市民懇談会を設け市民と議論しています。東近江市では査定状況と査定結果について、事業ごとに内容、額の公表までしています。

問 そこまで踏み込んでいる市があれば当然検討すべきであるが。

答 今後は他市の状況や全国的な状況も踏まえ考えていきます。

問 今後の財政見通しは。

答 33年度には基金が底をつく見込みであり、行政改革を着実に遂行し、事業の選択と集中により歳入に見合う適正な財政規模を堅持していきます。

ここが知りたい

聞きたいQ&A 一般質問

湯谷の湯、温泉発掘の空中探査について 米原駅東口駅前ロータリーの渋滞の 危険性について



柳村 由雄 議員



近江輿地志略の伝承、湯谷神社

問 湯谷神社の由来の歴史は古く、上古出雲の国人が諸国行脚の時の谷に至り、里人に地面を掘らせたところ、病人がこの温泉に入りしところ、病が完治したとある。その故事にちなみ、旧町時代、米原東地域において、温泉探査の話が盛り上

がり、某地質研究所の温泉の空中探査研修を受けた。最近では、三次元地質解析システム等で確実な温泉の発掘が可能であるとのこと。
米原駅東部土地区画整理事業は、当初、高齢者マンションやホテル、図書館等の計画があつたが、石炭ガ

鉛の出土等と経済情勢の悪化により事業が遅滞している現在、集客とまちおこしのため、空中探査にて温泉発掘をしてはどうか。

答 提案のありました米原地区の古名にちなんだ温泉づくりによるまちおこしは、県下唯一、新幹線が停車する米原駅と連携した温泉施設ともなれば、新たな利用層も掘り起こせるのではないかと考えられます。しかし、現実的裏付けの得られていない現状において、高額な経費を要する空中探査システム等の調査を実施することは困難な状況です。

問 温泉保養所にみなさんで入っていたとき、医療費の軽減を図ることを目的とする。空中探査は測線で100m間隔で3kmに渡って測ると、概算見積りで1千万円程度だが。

答 地域の活性化に向けた貴重な提案と受けとめますが、できれば民間による取組みを期待したいです。

問 温泉保養所ができれば、地域の皆さんと醒井・柏原の宿、鎌刃城、蓮華寺への散策等に利用していただけるのではないか。

答 駅前開発について、企業とも会う機会が多いので、いい形になればと思います。

問 11月19日5時頃、国道8号より駅前ロータリーには乗用車が30台以上路肩駐車をしてまったく動こうとはせず、そこへ観光バスが駅に向かって入ろうとして、クラクションを

鳴らしたが、一向に動こうとはしない。

後続の観光バスは中央分離帯の対向車線を逆走し、駅正面にバスを着けた。幸い事故にはならなかったが、とてもない光景を目にした。国道8号の交差点も渋滞してしまう状況は、今後またたび起こる。中央分離帯の幅を4mから2mにし、一車線から二車線にしてはどうか。また、緊急駐車場の設置をしてはどうか。

駅前ロータリーと中央分離帯

問 11月19日5時頃、

国道8号より駅前ロータリーには乗用車が30

台以上路肩駐車をして

まったく動こうとはせず、

そこへ観光バスが

駅に向かって入ろうと

して、クラクションを

鳴らしたが、一向に動こうとはしない。後続の観光バスは中央分離帯の対向車線を逆走し、駅正面にバスを着けた。幸い事故にはならなかったが、とてもない光景を目にした。国道8号の交差点も渋滞してしまう状況は、今後またたび起こる。中央分離帯の幅を4mから2mにし、一車線から二車線にしてはどうか。また、緊急駐車場の設置をしてはどうか。

答 公安委員会との協議により円滑な交通の確保や事故防止のため車線は一車線とし、スムーズな通行ができるよう車線を確保しました。二車線にすると、かえって事故につながると判断し、二車線にする必要はないと考えています。



谷田 武一 議員

柏原中学校の平成27年4月の統合は撤回し 一からの見直し



柏原中学校の部活動の記録

問 平成24年の6月議会での私の一般質問に対し、教育長は「地域懇談会において、いろいろな課題や問題が出てきたので、教育委員会、市中枢部会議で協議し、方向性を出す」との答弁だったが、現在の状況は。

答 懇談会でのいろいろな意見を整理し検討する期間を要することから、平成27年4月の

問 柏原中学校の統合は撤回し、見直します。

問 どのような見直しをするのか。

答 時期、相手校、今後の少子化現象などを検討する中で、通学の安心、安全など、生徒に大きな負担がかかる場合は、別の手立てを、例えば、小規模校としても考えていかなければならないです。

問 文部科学省の通達の中で「小規模学校には教職員との人的なふれあいや個別指導の面で教育上の利点があり、存置した方が好ましい場合もある。無理な統合を行わない地域住民と紛争を生じること

答 9年間の人間関係の固定化は問題があり、多くの人との関わりが必要と考え、統合を最善策と考えました。

問 区域外就学で4人が大東中学校へ就学したが、柏原中学校への就学を奨めるべきではなかったのか。

答 通学区域制度の弾力的運用の通知があり、平成22年に内規を定め、それに基づいて実行しています。

問 市長としての見直しとは。

地域の活性化について

問 市の地域活性化施策は。

答 米原駅・坂田駅の周辺整備、認定こども園、水源の里事業等総合計画後期基本計画で明らかにしています。

問 市の地域活性化施策は。

答 米原駅・坂田駅の周辺整備、認定こども園、水源の里事業等総合計画後期基本計画で明らかにしています。

問 今、各自治会は少子高齢化でその対策に苦慮している。市内で部長クラスの少子化対策チームなどを組織し対応すべきと思うが。

答 現在水源の里振興で行っていますが、今後はそういった提言も取り入れて全市的に発

問 柏原地域の活性化は喫緊の問題だと思いがその対策は。

答 柏原地域の自然、文化、歴史を活かして市民視点で考えていた

ここが知りたい

聞きたいQ&A 一般質問

「企業の社会的責任」を申し入れ ヤンマー農機製造(株)従業員の雇用確保を



富田 茂 議員



ヤンマー農機製造株式会社

問 ヤンマー農機製造(株)采原市とセイレイ工業(株)(岡山市)の合併(25年4月)が発表された。正社員の約7割が働く同農機製造の主力トランクター製造部門を、合併後3年間で岡山に移転させる予定だ。

答 11月1日に市長と社長が面談。変速機製造の継続と雇用の確保、県内の他工場での継続的雇用と空き施設となる工場の有効活用、地域雇用の確保を要請しました。

問 現在ままで、正規従業員の140人は残すが、残りの従業員と非正規従業員の処遇は未だに明らかにされてない。ヤンマーびわ工場などへの受け入れは、湖北のヤンマーの工場の多くが閉鎖・縮小の予定で、その余地は無いのでは。

答 地元で働きたいという入社時の意思を尊重し、びわ工場も含めて、親会社の県内他工場への異動を考えています。また、非正規従業員については、労働者派遣契約に基づき今後調整していくとの回答を受けています。

問 従業員の雇用確保のため、今後どう取り組むのか。また、工場的大幅縮小による経済的影響は。

答 合併に伴う具体的な検討はこれから進

ここが知りたい
・ 聞きたいQ&A 一般質問

問 現在ままで、正規従業員の140人は残すが、残りの従業員と非正規

答 地元で働きたいという入社時の意思を尊重し、びわ工場も含めて、親会社の県内他工場への異動を考えています。また、非正規従業員については、労働者派遣契約に基づき今後調整していくとの回答を受けています。

問 従業員の雇用確保のため、今後どう取り組むのか。また、工場的大幅縮小による経済的影響は。

答 合併に伴う具体的な検討はこれから進

子どもの医療費 無料化の拡充を

問 本市は、中学校卒業までの入院医療費無料化を県下で最も早く実施し、市民のみならずに大変喜ばれてきた。安心して医療を受けられる環境は、子育てにとって欠かせない。現行の市の制度に加えて、通院医療費も含めて無料化した場

答 子どもの健康は子育ての基本。今後子どもの医療費無料化拡充をどう進めるのか。

問 子どもの健康は子育ての基本。今後子どもの医療費無料化拡充をどう進めるのか。

答 厳しい財政環境の中で、将来にわたって持続的、安定的な運営が必要だ。

他の子育て支援施策の内容や、県内、全国の動向を踏まえつつ、何を優先させるべきか、必要性や効用等を十分勘案して決定していきます。



北村喜代信 議員

市民に身近な市民自治センターへ 長老墓地川の改修工事が早く進捗するように

市民活動を本気で応援 する仕組みづくりを

問 まちづくり活動支援事業の補助金を上手に各自治会に活用してもらおうよう、センターにおいて補助メニューの掌握や事業担当課との調整をしっかりと行っているか。

答 各自治会からの相談ごとに対応していますので、お困りのことがあれば、まずはご一報いただきたいと思います。また、事業補助する担当課と自治会の協議については、地域の立場になって、必要に応じて同席させてもらっています。

問 地域支援創造事業の事業件数と補助金額につき、23年度と33年度の合算分を聞か。

答 山東地域が10件・361万2千円、伊吹地域

が22件・502万9千円、米原地域が10件・192万7千円、近江地域が16件・438万5千円です。

問 「地域の絆でまちづくり基金」約25億7千万円を取り崩し、地域の課題解消に利用できないか。

答 利息運用で、主にソフト面での活用をしてきましたが、基金の

取崩しは可能ですので、今後は、ハード面での活用も検討課題とします。

問 「来庁された市民の皆さんへの挨拶を励行し、さわやかな庁舎づくりを行うことによつて、市民との絆を深めます」というセンターの目標は達成できたか。

答 市役所に来ていただいたお客様に対し、お声がけができていない点については、大いに反省します。

今後は、もう一度接客・接遇の基本を振り返り、挨拶の徹底をしたいと思います。

長老墓地川改修工事への 協力依頼の強化を願う

問 現在の市および県の取組み状況と見通しはどうか。

答 河床の拡幅工事を施工してもらいました。

また、今まで土のうを積んでいた箇所にも、暫定的に護岸の天端にコンクリートによる嵩上げ工事を予定しています。

今後の見通しについては、隣接関係者の理解が得られ、また、県の財政対応ができれば、

早急に設計、用地買収、工事へと進捗するように県に強く要望していきます。

問 理解を得られない一部関係者に対してどのような活動を行っているのか。

答 22年度と23年度の暫定的な工事については、県・市・多和田区と一緒に関係者との協議を進め、理解を得て実施しました。今後も、河川改修事業への協力に向け、粘り強く交渉を重ねていきたいと思っています。

問 計画されている河川改修法線の変更は可能か。

答 多少は道路側へ法線を振ることは可能だと思えますが、費用面からは、現況河川を利用した方が有効と考えられます。



米原庁舎市民窓口課

ご意見をお寄せください。

米原市議会基本条例(案) パブリックコメントの実施



米原市議会では、現在議会改革を推進しています。その一環として、議会および議員の責務ならびに活動原則その他議会の運営に関する基本的な事項を定めた「米原市議会基本条例」の制定をめざしています。

このほど、条例案を作成しましたので、市民の皆様のご意見をお聴きするため、下記によりパブリックコメントを実施いたします。ぜひ皆様のご意見をお寄せ下さい。

募集期間

1月17日(木)

～

2月12日(火)

午後5時15分まで

*必着

意見を提出できる人

市内に在住し、在勤し、または在学する個人および市内で活動する法人その他の団体

意見の提出方法

- 直接持参：市役所議会事務局（山東庁舎3階）
各庁舎自治振興課窓口
 - 郵送：〒521-0292 米原市長岡1206番地
米原市議会事務局あて
 - ファクシミリ：0749-55-8007
 - 電子メール：gikai@city.maibara.lg.jp
- *匿名による意見等の提出は受付ができませんので御了承願います。
*お電話による口頭での御提言には対応できませんので御了承願います。
*様式は29ページの提出用様式に準じたものであれば任意の様式で提出できます。なお、米原市公式ウェブサイトからダウンロードすることもできます。

意見書の取扱い

- (1) 提出されたご意見は、条例策定の参考とさせていただきます。
- (2) 提出されたご意見は、議会の考え方と併せて、原則として公表いたします。なお、単に素案に対する賛否だけを記載したものや、趣旨が不明瞭なものなどは除外いたします。
- (3) 追加資料の作成や個別の回答は行いません。

問い合わせ先

米原市議会事務局
TEL 55-8111（直通）

「米原市議会基本条例(案)」に対する意見

提出先

(直接御持参) : 市役所議会事務局 (山東庁舎3階)、各庁舎自治振興課窓口
 (郵送) : 〒521-0292 米原市長岡1206番地 米原市議会事務局あて
 (ファクシミリ) : 0749-55-8007
 (電子メール) : gikai@city.maibara.lg.jp

締切り

平成25年2月12日(火) 必着

お名前 (団体名) <small>*必須</small>		
御住所 <small>*必須</small>		〒 —
区分 <small>*必須</small> <small>*該当するものの記号を ○で囲んでください</small>		ア. 市内に住所を有する者 イ. 市内に事務所または事業所を有する個人および法人その他の団体 ウ. 市内に存する事務所または事業所に勤務する者 エ. 市内に存する学校に在学する者
連絡先	電話番号	
	メールアドレス	

該当箇所 (○条、全般等)	意見・提言等

* 匿名による意見等の提出は、受付ができませんので御了承下さい。
 * 用紙が不足する場合は、適宜追加してください。

条例案策定の背景、目的

地方分権時代に突入し、本市の自主自立による自治体経営は今後ますます重要性を増していきます。また、議会が本市の課題などに対してどのような意思決定を行ったのかを意思形成の過程を含め市民に明らかにすることは、議会の重要な責務となつてきています。

この条例は、議会および議員の責務ならびに活動原則その他議会の運営に関する基本的な事項を定めることにより公平、公正で透明な議会運営をはかり、もつて地方自治の本旨の実現および市民福祉の向上ならびに市勢の持続的発展に寄与することを目的に策定します。

条例案の概要

- ◆ 条例案の概要は次のとおりです。
- ◆ 本市議会の最高規範となる基本条例です。
- ◆ 議会の活動原則、議員の活動原則を明確化することで、議会のあるべき姿を明らかにし、かつ、議員の資質の向上につとめます。
- ◆ 市民と議会の関係を明確化することで、市民に開かれた議会をめざします。
- ◆ 議会と市長等との関係を明確化することで、論点争点を明確にすることにつとめます。

条例案策定までの経過

- ◆ 平成22年12月 議会改革研究会発足
- ◆ 平成23年第3回定例会 議会改革特別委員会

設置し現在までに委員会を二十数回開催
◆ 平成24年1月 市議会に関するアンケート調査実施

◆ 平成24年9月 龍谷大学 政策学部 学部長を参考人（学識経験者）として招致し、専門的な知見から助言を受ける。

◆ 平成24年10月「米原市議会基本条例（素案）」策定

米原市議会基本条例（案）

市民の代表機関としての米原市議会（以下「議会」という。）は、地方自治の本旨の実現と市民福祉の向上のために果たすべき役割がある。議会は、その持てる権能を十分に発揮して、自治体事務の立案、決定、執行等を審議し、および評価する。自由かつ適当な討議を通してこれらの論点および争点を明らかにし、公開することは、議会の使命である。このような使命を達成するため、議会運営のルールを遵守し、議会の公正性および透明性を確保し、市民に開かれた議会のあるべき姿をここに定め、本条例を制定する。

【解釈】

□ 議会は米原市民の代表機関になります。

□ 議会が果たすべき役割は、「地方自治の本旨の実現」と「市民福祉の向上」になります。

□ 議会の使命は、その持てる権能を十分に発揮して、自治体事務の立案、決定、執行のプロセスを審議、評価し、かつ、議会における自由かつ適当な討議を通じてこれらの論点、争点を明確にし、市民に公開することになります。

□ 議会は議会の使命を達成するために議会運営の

ルールを遵守し、公平性、透明性を確保しながら市民に開かれた議会を目指し、この条例を定めることを明らかにします。

【用語】

○ 地方自治の本旨

憲法第92条は、「地方公共団体の組織および運営に関する事項は地方自治の本旨に基づいて、法律でこれを定める」と明記しています。これに伴い制定された法律が地方自治法（以下「法」という。）です。「地方自治の本旨」とは、一般に「団体自治」と「住民自治」の二つを意味するとされています。「団体自治」とは、自治体の権限が中央政府から独立して行使されなければならないという原理です。また、「住民自治」とは、自治体の権限は住民の意思に基づいて行使されなければならないとする原理です。よって、地方自治の本旨を本市に当てはめると、「自治体としての米原市が目指すべき自治のあり方は、市民の意思に基づいた自治体の運営」ということです。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、地方分権時代における自治体の自主自立による自治体経営の必要性から、議会および議員の責務ならびに活動原則その他議会の運営に関する基本的な事項を定めることにより公平、公正で透明な議会運営を図り、もつて地方自治の本旨の実現および市民福祉の向上ならびに市勢の持続的発展に寄与することを目的とする。

【解釈】

□ 背景

地方分権時代の今日、自己の責任において自治体を経営するという、自治体の自主自立は必要不可欠なものとなつてきています。

□目的達成手段

目的達成のためには、議会、議員の責務を明らかにし、活動原則を明確にすることと議会運営の基本的事項を明確にすることが必要です。

□直接の目的

公正、公平、透明な議会運営を図ります。

□より高次の目的

地方自治の本旨の実現と市民福祉の向上ならびに市勢の持続的な発展に寄与することを目的とします。

(定義規定)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 市民 市内に在住し、在勤し、または在学する個人および市内で活動する法人その他の団体をいう。

(2) 市長等 市長その他の執行機関をいう。

(3) 政策等 米原市総合計画（基本構想および基本計画をいう。）その他重要な政策および計画をいう。

【解釈】

□市長等

法第138条の4第1項は、自治体にはその執行機関として、「長」・「法律に定める委員会または委員」を置くとしています。このうち

「長」は、米原市を統括し、これを代表する（法第147条）と規定されています。この条例で

は、市長など行政の執行機関を、市長の自治体の総合統括権と代表権および、市長が選挙によって選ばれた者であることを勘案し、「市長等」と定義つけることとしました。

【用語】

○執行機関

執行機関とは、市長および法第138条の4第1項に規定する委員会または委員のことをいいます。具体的には、法第180条の5に定める教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会のことです。

□政策等

総合計画は市の政策の根幹をなすものです。総合計画に定める基本構想、基本計画および各行政分野の中で重要な計画や重要な施策を「政策等」と定義することとします。これには新規制定の条例を含む概念とします。

第2章 議会の活動原則

(議会の活動原則)

第3条 議会は、次に掲げる原則に基づき活動するものとする。

(1) 公平性、公正性および透明性を確保し、市民に開かれた議会を目指すこと。

(2) 市民の多様な意見を的確に把握し、市政に反映させるための運営に努めること。

(3) 自由かつ達な討議を行い、市政の課題に関する論点および争点を市民に明らかにするよう努めること。

(4) 議決責任を深く認識し、市民に対して積極的な情報公開に取り組み、説明責任を果

たすよう努めること。

【解釈】

□公平性、公正性、透明性の確保により、市民に開かれた議会を目指します。

□市民の多様な意見を的確に把握することに努めるとともに、それを市政に反映させることに努めます。

□議員間の自由かつ達な討議を通じて、市の課題は何か等の論点および争点を市民に分かりやすく明らかにすることに努めます。

□議決権を行使することで、市の団体意思が決定されます。議会は、市長等が提案する政策等について、議決権の行使により市の進むべき方向性を決定する責任を有するということを深く認識し、市民に対する情報公開と説明責任を果たします。

(議会意思の形成)

第4条 議員は、議会が言論の府であり合議制の機関であることを深く認識し、積極的に議員相互間の自由討議を行い、議会意思の形成に努めなければならない。

【解釈】

□議会は言論の府です。議会は、議員相互間の積極かつ自由な討議により、合議制の機関としての機能を発揮することができます。議員はこのことを深く認識し、議会内部での議論を活発にし、団体意思を決定するための議会意思の形成に努めなければなりません。

【用語】

○言論の府

議会は、市の政策等を公正、中立な立場で議

論する中心的役割を果たす場であることを意味します。

○合議制の機関

議会は、複数の議員が集まって議論し、決定する機関であることを意味しています。

○議会意思の形成

議会が決定する意思には、団体意思（米原市の意思）の決定と機関意思（市議会内部の意思）があります。議会の意思決定は最終的には多数決の原理により決定されますが、なぜそのような結果になったのかを市民にわかりやすく説明するためには、そこに至る議論の経過が非常に重要です。議会意思の形成とは、最終的な議会の意思決定に至った議論の論点、争点とその内容、経過を含む意思形成の総体をいいます。

（政策討論会）

第5条 議会は、市政に関する課題および政策等ならびに市民からの請願または陳情に対し、議会としての共通認識と議会意思の形成を図るため必要があると認めるときは、政策討論会を開催することができる。

2 政策討論会に関し必要な事項は、別に定める。

【解釈】

□市政に関する課題、政策等、また市民からの請願等に対し議員間の自由かつ達な討議の場を設け、共通認識と議会意思の形成を図るために政策討論会を開催することができるとします。

□政策討論会に関する事項は、別に定めることとします。

第3章 議員の活動原則

（議員の活動原則）

第6条 議員は、次に掲げる原則に基づき活動しなければならない。

(1) 議会の構成員として、自己研さんに努め、常に市民全体の利益を行動の指針とすること。

(2) 議員が相互に平等であることを認識し、議員相互の自由討議による議会意思の形成を尊重すること。

【解釈】

□議員の活動に関する基本的な原則を明確にします。

◇議会の構成員としての自覚を持ち、自己の研さんに努め、一部の団体や地域の個別的利益にとらわれず、市民全体の利益のために活動することを明らかにします。

◇議員は相互に平等であることを自覚し、単なる多数決ではなく、結果に至るまでの議員相互間の自由な討議による議会意思の形成を尊重することを明らかにします。

（議員の政治倫理）

第7条 議員は、市民全体の代表者として政治倫理を常に自覚するとともに、法および条例を規範とし、これを遵守しなければならない。

2 議員の政治倫理は、別に条例で定める。

【解釈】

□議員は、市民全体の代表者であることを自覚し、法および条例を規範とし、これらを遵守しなければなりません。

□議員の政治倫理条例は別に定めます。

（会派の設置）

第8条 会派は、政策を中心とした同一の理念を共有する2人以上の議員で構成し活動する。

【解釈】

□会派の最小単位は2人とし、理念を同じくする議員で構成し活動します。

【用語】

○会派

議会内に結成された議員の同志的集合体のことをいいます。

第4章 市民と議会の関係

（情報の公開と説明責任）

第9条 議会は、議会意思の形成および議決権に基づく市の意思決定に関し、市民に対し説明責任を果たさなければならない。

2 議会は、原則として議会の活動に関する情報を市民に公開するものとする。

3 議会は、本会議、委員会および次に掲げる会議（以下「会議等」という。）を公開する。ただし、当該会議等において秘密会の議決があつた場合はこの限りではない。

(1) 議員全員協議会

(2) 政策討論会

4 前項に掲げる会議等の傍聴に関し必要な事項は、別に定める。

5 公開用の会議等の記録に関し非公開とすべき事項等必要な事項は、別に定める。

【解釈】

□議会は、議会意思の形成と議決権の行使に基づく市の意思決定に関し、市民に対する説明

責任を有することを明らかにします。

- 市民に対する説明責任を果たすため、原則として議会の活動に関する情報を公開することを明らかにします。

- 本会議、委員会、議員全員協議会、政策討論会の各会議を原則公開とします。ただし、これらの会議の開催に当たり秘密会とされた場合は公開の対象とはなりません。

- 会議等の傍聴に関し必要な事項は、別に定めます。

- 公開用の会議の記録について、非公開とすべき事項等必要な事項は別に定めます。

(専門的知見等の活用)

- 第10条 議会は、議案の審査または政策等もしくは市の事務事業の評価に関し必要があると認めるときは、参考人制度および公聴会制度を積極的に活用し、議会意思の形成過程における討議に反映させるよう努めるものとする。

- 2 議会は、議案の審査、政策等または市の事務事業の評価その他必要があると認めるときは、専門的知見を有する学識経験者等を招致することができる。

- 3 議会は、学識経験者等の招致の決定を閉会中においては議長に委任することができる。

- 4 議長は、前項による決定をしたときは、直近の会期における会議で議会に報告しなければならぬ。

- 5 公聴会および参考人に関し必要な事項は、別に定める。

【解釈】

- 議会は、議案の審査や政策等の評価、市の事務事業の評価に関し、議会意思の形成過程における討議に反映させるため、公聴会制度、参考人制度の活用が必要があると認めるときは、積極的にこれを活用していきます。

- 複雑、高度化する行政課題や議会自らの自己変革に対し、的確な判断を得るために専門的知見を有する者に調査を依頼し、またはそのような方を議会に招致して、議会意思の形成を図っていきます。

- 閉会中においても専門的知見を有する学識経験者等を招致し、その活用を図る必要が生じる場合があります。課題に即座に対応するために、閉会中においては議長にその権限を委任します。

- 議長が、閉会中にこれらの者の招致を決定した場合は、次の定例会等の会議で議会に報告することを義務付けます。

- 公聴会制度の活用、参考人制度の活用に関する手続き等の規定は、別に定めます。

【用語】

○参考人制度

- 利害関係人や学識経験者等の出席を求め、意見を聴取し、審議に役立てるための制度です。

○公聴会制度

- 重要な案件等の審査を周到に行うために直接住民に意見を聴くために開催するものです。

(議会報告会)

- 第11条 議会は、議員および市民が議会における審議結果等について意見交換をする議会

報告会の場を設け、積極的な政策提言および政策評価に努めるものとする。

- 2 議会報告会に関し必要な事項は、別に定める。

【解釈】

- 議会報告会を開催し、そこで得られた市民の生の声を議会からの政策提言や市長等の市政運営に対する政策評価に活かすことに努めます。

- 議会報告会の運用等に関しては、別に定めます。

【用語】

○議会報告会

- 議会報告会は、議会が議会における審議結果等を市民に対し説明する場として、また市民との意見交換を通じて政策提言、政策評価につなげるための市民意識を発見する場として開催します。

(請願および陳情の取扱い)

- 第12条 議会は、請願または陳情の審議に当たり、請願者または陳情者の意見を聴く機会を設けるものとする。

- 2 議会は、請願に基づく意見書の関係機関への提出後における当該機関の処理について必要と認めるときは、経過の状況の説明を求めることができる。

- 3 請願および陳情に関し必要な事項は、別に定める。

【解釈】

- 市民からの請願または陳情の審議、審査に当たっては、原則として請願者の意見を聴く機会を設けるものとします。

- 議会は、請願に基づき意見書の関係機関への提

出に關し、当該機関における処理の経過状況について説明を求めることができることとします。この権限は法律に基づいたものではありませんが、条例に明記し、積極的に活用することで請願者の願意に答えようとするものです。

□請願および陳情の手続き等の取扱いに關しては、別に定めます。

【用語】

○請願

請願権は、憲法第16条で明記されている国民の権利です。請願とは、主として市が所管する事項に關し、一定の措置をとるよう、またはとらないように希望し、議員を紹介者として申し出る権利です。

○陳情

主として市が所管する事項に關し、利害關係のある者がその実情を訴えて、相当の措置を要望する事実上の行為（法定の権利ではないということ。）をいいます。

第5章 議会と市長等との關係

（議員と市長等の關係）

第13条 議員と市長等および市の職員との關係は、次に定めるところにより常に緊張ある關係の保持に努めなければならない。

（1）議会の本会議における代表質問および一般質問は、広く市政上の論点、争点を明確にして行うものとする。

（2）市長等および市の職員は、会議等において議員の質疑および質問に対し、議長または委員長の許可を得て反問することができる。

2 議長は、会議等の開催のため必要があると認めるときは、市長等に対し会議等への出席を求めることができる。

【解釈】

□議員と市長等および職員との關係について、以下に掲げる事項により常に緊張ある關係の保持に努めます。このことにより、議論における論点、争点の明確化を図ります。

◇本会議における代表質問、一般質問は、論点、争点を市民にわかりやすく伝えるように行います。

◇会議等において市長等および職員に議員の質問、質疑に対する反問権を与えます。このことにより、よりかつ達な議論を期待するとともに、論点、争点の明確化を図ります。

【用語】

○質問（代表、一般）

本会議において議員が市の行政全般にわたり市長等に対し事務の執行状況や将来の方針等の所信を質し、報告を求め、または疑義を質することをいいます。会派の代表者が行うものを代表質問、議員が行うものを一般質問といいます。

（市長等に説明を求める内容）

第14条 議会は、市長等が提案する政策等および議案について、その審議における論点、争点を明確にし、かつ、政策等の水準を高めるため市長等に対し次に掲げる事項について明らかにするよう求めるものとする。

（1）政策等を必要とする背景
（2）政策等の提案までの経緯
（3）他の自治体の類似する政策等との比較検討

討

（4）關係法令および条例

（5）米原市総合計画との整合性

（6）財源措置

（7）将来にわたる効果および経費

【解釈】

□市長等が提案する政策等および議案について、議会における審議で論点および争点を明確にし、議論を通じて政策等の水準を高めることに資するため、市長等に対し以下の事項について明確にするよう説明を求めることとします。

◇なぜその政策が必要なのかその背景には何があるのか。

◇政策等を提案するまでにどのような経過を経ているのか。

◇他の類似自治体における同様な政策等は実施されているか、またそれとの比較は。

◇根拠となり、または關係する法令はなにか。

◇市の総合計画との關係はどうか。

◇財源措置はどうするのか。

◇将来この政策等を継続した場合の効果と将来経費はどうなるのか。

（議決事件の追加）

第15条 地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第96条第2項の規定に基づく議会の議決に付すべき事件は、政策等のうち市政の各分野における基本的な方向性を定めるものの策定または変更もしくは廃止で、次に定めるものとする。ただし軽微な変更は除くものとする。

（1）米原市総合計画基本構想および基本計画

(2) 米原市都市計画マスタープラン

(3) 米原市教育振興基本計画

2 議会および市長等は、前項各号に定めるもののほか、議会の議決に付すべき事件を定めることができる。

【解釈】

□議会の議決する事件は法第96条第1項で各号列記されています。同法第2項は、条例で議決事件を追加することができます。

現代社会における行政執行に関しては、先ず行政計画を策定しこれに基づいて事務執行することが主流となっています。現代行政の手法に対処するため、議決事件を追加し議会の議決権を行使することで市政の発展に寄与します。ただし軽微な変更については議決事件とはせず、双方協議の上取扱いについて決定するものとします。

個別の議決事件として追加する事件は以下のとおりです。

◇市の総合計画基本構想とこれに基づく基本計画

◇市の土地利用の基本となる都市計画マスタープラン

◇市の教育に関する基本計画となる教育振興基本計画

【用語】

○議決事件の追加

法第96条第2項に基づき、条例で議会の議決事件として明記すれば、同法第1項の各号に列記された議決事件と併せて議会の議決事件とすることができま

第6章 委員会

(委員会設置の目的および活動指針)

第16条 議会は、議案、政策等および市の事務事業を効率的かつ詳細に審査するとともに、新たに生じる行政課題等に迅速かつ的確に対応するため、それぞれの分野ごとに専門性を考慮した委員会を設置し活用する。

2 委員会は、付託議案の審査および所管事項の調査等に当たり論点、争点を明確にし、議会意思の形成に寄与するため、議員間の自由な討議を重んじた運営に努めるものとする。

【解釈】

□市長等の行う行政事務は、福祉、産業振興、建設、教育などいくつかの分野ごとに分かれていきます。付託された議案、分野ごとの政策等および市の事務事業を効率的かつ詳細に審査するため、また各分野で発生する行政課題に迅速かつ的確に対応するため、それぞれの分野ごとにその専門性を考慮した委員会を設置し活用を図ります。

□委員会における付託議案の審査、所管事項の調査、付託案件の調査に当たっては、論点、争点を市民にわかりやすく明示し、議会における議会意思の形成にも役立たせるため、議員間の自由な討議を重んじた委員会運営を図ります。

【用語】

○委員会

議会の内部組織として、本会議における審議の予備的審査、調査機関として設置されるものをいいます。複雑専門化する現代行政に対処するため、本市議会では各専門分野において委員

会を設置し、専門性を活かした委員会審査を重視しています。

第7章 政務活動費

(政務活動費)

第17条 会派または議員は、政務活動費の交付を受けたときは、それが公金であることを認識し、米原市議会政務活動費の交付に関する条例(平成17年米原市条例第9号)を遵守しなければならない。

2 政務活動費の交付を受けた会派または議員は、その使途について透明性を確保するとともに市民に対し説明責任を果たさなければならない。

【解釈】

□政務活動費の交付を受けた会派または議員は、米原市政務活動費の交付に関する条例を遵守する義務があることを明確にします。

□政務活動費の交付を受けた会派または議員は、その使途に関し透明性を確保するとともに、市民に対する説明責任の義務があることを明確にします。

【用語】

○政務活動費

法律および条例の規定に基づき、会派および議員の調査研究活動や市政の課題、市民の意思を把握し市政に反映させる活動、その他住民福祉の増進を図るために必要な活動に要する経費の一部として交付されるものです。

第8章 議会の体制整備

(議会議務局の体制整備)

第18条 議会は、議員の政策提言能力および政策評価能力の向上を図るため、議会議務局の調査および法務機能の充実強化を図るよう市長と協議することができる。

【解釈】

□議員の政策提言能力、政策評価能力の向上のため、議会議務局の調査および法務機能の強化に努めます。

(議会図書室)

第19条 議会は、議員の政策提言能力および政策評価能力の向上を図るため議会図書室における図書の充実に努めます。

【解釈】

□議員の政策提言能力の向上、政策評価能力の向上を図るため、議会図書室における図書の充実に努めます。

(付属機関の設置)

第20条 議会は、議会内部における検討課題の諮問のため必要があると認めるときは、別に条例で定めるところにより、付属機関を設置することができる。

2 前項に定める付属機関を設置するときは、広く市民を交えたものとする。

【解釈】

□議会の内部における検討課題に関し、市民の意見を議会の内部意思の決定に反映させる必要があるときは、別途条例に基づき議会内部に諮問機関として付属機関を設置することができる。

とします。

□付属機関を設置する場合は、広く市民の意見を取り入れるように配慮するものとします。

【用語】

○付属機関

議会の諮問に基づき、議会の内部における検討課題等に関し広く市民を交えた諮問機関に諮問することで、議会の運営等に市民の意見を参酌し、的確な判断をするための手段として設置する機関をいいます。

(議会広報等)

第21条 議会は、議会広報等の広報媒体を通じ、議会の活動を広く市民に周知するよう努めるものとする。

【解釈】

□市民への情報提供のため、議会広報や伊吹山テレビ等による議会放送等を通じて、議会活動の情報発信に努めます。

(議員研修の充実強化)

第22条 議会は、議員の政策提言能力および政策評価能力ならびに資質の向上を図るため、議員研修の充実強化に努めるものとする。

2 議会は、議員にこの条例の理念を浸透させるため、新たに議員となった者に対し、就任後速やかに研修を行わなければならない。

【解釈】

□議員の政策提言能力および政策評価能力ならびに資質の向上を図るため、議員研修の充実強化に努めます。

□新たに議員となった者に対し、就任後速やかにこの条例に関する研修を実施し、この条例の理念の浸透を図ります。

(議員派遣)

第23条 議会は、議案、政策等および市の事務事業に関する調査その他必要があると認めるときは、議員を派遣することができる。

2 議会は、前項に掲げる議員派遣について、閉会中であつては議長にその権限を委任することができる。

3 議長は、前項の規定により議員を派遣したときは、直近の会期における会議で議会に報告しなければならない。

4 議員派遣に関し必要な事項は、別に定める。

【解釈】

□法第100条第13項に規定の議員派遣について、派遣の根拠を明確にします。

□閉会中に緊急に議員を派遣する必要がある場合は、議長に議員派遣の決定の権限を委任し、即座の対応を図ります。この場合議長は直近の会期における会議で議会に報告をするものとします。

□議員派遣に関する手続き的な事項は、別に定めます。

【用語】

○議員派遣

法第100条第13項に規定されている「議員の派遣」をいいます。市以外の関係機関への意見書提出や、市の事務に関する類似団体の調査などで議員を派遣することをいいます。

（財政上の措置）

第24条 議会は、この条例の理念を具現化し、議決機関としての権能を確保するとともに、円滑な議会運営および市民に開かれた議会の実現を図るため、必要な予算の確保について市長に求める。

2 議会は、予算を伴う施策提言および政策立案をしようとするときは、財政上の措置等について、必要に応じ市長等と協議する。

【解釈】

□地方自治法では予算の調整権および執行権は、市長に専属する権限とされています（法第149条）。よって、議会には予算調整権はなく、議会に関する予算は、市長の予算調整権のもと市長に対し予算要求をするという現状にあります。この規定は、二元代表制の一翼を担う議会として、この条例の目的を達成するために必要となる予算に関し、条例に財政上の措置として明記し、その手続きを明確にすることで、この条例の理念に基づく施策遂行に必要となる財政上の措置を確保する道を開こうとするものです。

□市長は、予算を伴う施策提言を行う場合には、法第222条で、「新たに議決すべき議案について予算を伴うこととなるものについては、必要な予算上の措置が講ぜられる見込みが得られるまでは、議案を議会に提案してはならない。」とされています。議員が予算を伴う条例案等を立案する場合であっても、同法の趣旨から、市長等と十分協議することとします。

第9章 議員報酬および議員定数の見直し

（議員報酬改定の手続）

第25条 議員報酬は、別に条例で定める。

2 議員報酬の改定に当たっては、多様な活動の視点から市民の意見を聴取するため、第20条に規定する付属機関を設置し、付属機関における議論を十分に参酌するものとする。

【解釈】

□議員報酬については、別に定めます。
□議員報酬の改正に当たっては、市民の意見を聴取するため、付属機関を設置し、そこでの議論を十分に参酌するものとします。

（議員定数改正の手続）

第26条 議員定数は、別に条例で定める。

2 議員定数の改定に当たっては、多様な活動の視点から市民の意見を聴取するため、第20条に規定する付属機関を設置し、付属機関における議論を十分に参酌するものとする。

【解釈】

□議員定数については、別に定めます。
□議員定数の改正に当たっては、市民の意見を聴取するため、付属機関を設置し、そこでの議論を十分に参酌するものとします。

第10章 最高規範性と見直し手続

（最高規範性）

第27条 この条例は、議会における最高規範であって、議会はこの条例の趣旨に反する議会の条例または規則等を定めてはならない。

【解釈】

□この条例は、議会における最高機関であることを明確にし、議会に関する他の例規の制定および改正に関してもこの条例の趣旨を尊重しなければなりません。

（見直し手続）

第28条 議会は、4年に1回または必要に応じ、この条例の目的が達成されているかを議会運営委員会において検証するものとする。

2 議会は、前項の検証の結果、議会に関する条例または規則等の改正が必要と認めるときは、適切な措置を講じるものとする。

【解釈】

□この条例を形骸化することがないように4年に一度、または必要に応じ、目的が達成されているかどうかの検証を行うことを明確にします。見直しの検証は議会運営委員会で行うものとなります。

□前項の見直しの結果、この条例および議会に関する他の例規の見直しが必要なときは、適切な措置を講ずることを明確にします。



産業建設常任委員会行政視察・松本市（11月9日）



総務教育常任委員会行政視察・新城市（11月14日）

次回の議会の予定

平成25年第1回定例会

- ・本会議【初日】
3月7日
- ・本会議【2日目】代表質問
3月11日
- ・本会議【3日目】一般質問
3月13日
- ・本会議【4日目】一般質問
3月14日
- ・各常任委員会
3月15日～25日
- ・本会議【最終日】表決等
3月28日

*現在の予定ですので、変更になる場合があります。

電気・水のことならお任せください

地域の皆様に明るい電気の街づくり
快適な住まいのサポートいたします! ~お気軽に御相談ください~



設計・施工【高低圧電気工事・上下水道・空調設備】

株式会社 **コトウ**

TEL (0749) 55-0001 (代)

米原市長岡3162 FAX(0749)55-0101

22日	19日	15日	14日	13日	9日	8日	1日	11月	24日	22日	9日	5日	1日	10月
議員全員協議会	議会運営委員会	議会代表者会議	議会改革特別委員会	議会改革特別委員会	議会改革特別委員会	議会改革特別委員会	議会改革特別委員会	議員全員協議会	議会改革特別委員会	議会改革特別委員会	議会改革特別委員会	議会改革特別委員会	議会改革特別委員会	議会改革特別委員会

26日	20日	18日	14日	11日	10日	7日	5日	4日	12月	30日	27日
議会改革特別委員会	議会改革特別委員会	議会改革特別委員会	議会改革特別委員会	議会改革特別委員会	議会改革特別委員会	議会改革特別委員会	議会改革特別委員会	議会改革特別委員会	議会改革特別委員会	議会改革特別委員会	議会改革特別委員会

議会の動き

編集後記

日本は超高齢化社会に突入しつつあります。現在、特別養護老人ホームは比較的安価ですが、入所希望者が多すぎて何年経つても入れない状況です。

老人保健施設は保険を使っても月に15万円以上と聞きます。扶養義務者の次世代の人々に、毎月15万円以上払うことのできる人々は少ないでしょう。ましてや、現在20、30歳代の人々は自分の生活で精いっぱいです。到底親のために、毎月そんな高額なお金は払えません。そうすると自宅が家族が老人の世話をせざるを得なくなります。在宅での医療福祉を支えていくためには、市長の目指している在宅医療「米原モデル」の早期構築が望まれます。

(音居 友三)

議会広報特別委員会

委員長	委員	委員	委員	委員	副委員長	委員
丸本 義信	前川 明	谷田 武一	音居 三	堀川 弥郎	丸本 義信	吉川 登

【掲載広告募集】

米原市議会では、財政確保の一環として、「議会だよりまいばら」に広告掲載することとしております。広告掲載を希望される方は、米原市議会事務局（TEL 55-8111）までお問い合わせください。